

北海道警察署協議会条例

北海道条例第8号
平成13年3月30日

北海道警察署協議会条例をここに公布する。

北海道警察署協議会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、警察法(昭和29年法律第162号)第53条の2第4項の規定に基づき、警察署協議会(以下「協議会」という。)の設置、その委員の定数、任期その他協議会に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置及び名称)

第2条 警察署に、協議会を置く。

2 協議会の名称は、その置かれた警察署の名称に冠された字句を冠する。

(委員)

第3条 協議会の委員の定数は、15人以内において北海道公安委員会が定める。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、2回に限り再任されることができる。

4 北海道公安委員会は、委員としてふさわしくない非行があったときその他特別の理由があるときは、任期中であっても、委員を解嘱することができる。

(会長)

第4条 協議会に会長を置く。

2 会長は、委員が互選する。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、その置かれた警察署において処理する。

(公安委員会への委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、北海道公安委員会が定める。

附 則

この条例は、平成13年6月1日から施行する。